

『事業年度に生じた欠損金に対する税制措置を知りたい』

欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

事業年度に生じた欠損金について、翌年度以降9年間にわたり所得金額から繰越控除することができます。また、資本金1億円以下の中小企業等は、欠損金の1年間の繰戻還付を受けることができます。

1. 欠損金の繰越控除

対象となる方

青色申告書を提出する法人

措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、翌年度以後9年間は、所得金額からその欠損金を損金に算入する形で順次繰り越して控除することができます。9年間の繰越控除は平成20年4月1日以後に開始した事業年度に生じた欠損金について適用されます。なお、資本金5億円以上の法人等の100%子法人等以外の資本金1億円以下の法人企業（中小企業）、協同組合等は、各事業年度の所得金額に相当する金額まで欠損金を損金に算入することができます。

手続きの流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告します。（欠損の生じた事業年度において青色申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出することが必要です。）

2. 欠損金の繰戻還付

対象となる方

青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業等

※資本金5億円以上の法人等の100%子法人等は欠損金の繰戻還付の適用ができません。

措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができます。

手続きの流れ

還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他の必要事項を記載した還付請求書を最寄りの税務署に提出します。

適用期間

平成21年2月1日以後平成28年3月31日までに終了する各事業年度

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

中小企業庁 財務課 TEL: 03-3501-5803